

③ 補装具

障がい者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす、電動車いす、義眼、補聴器、重度障害者用意思伝達装置などのことをいい、新規での申請には医師の診断書が必要です。

対象者

補装具を必要とする身体障がい者・障がい児、難病患者等

※難病患者等については、政令に定める疾病に限ります。



自己負担額について

自己負担額は原則1割とされており、申請者の所得等により負担上限額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯	0円
一般	町民税課税世帯	37,200円

▼ 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者
18歳未満の障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

耐用年数について

同じ補装具を再度申請する場合、原則として耐用年数を過ぎてからとなります。ただし、耐用年数を過ぎたからといって、必ず再交付が認められるわけではありません。使用状況、使用頻度などにより判断されます。

介護保険対象者については、介護保険による福祉用具(車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖)が優先されます。

ただし、身体状況に応じて、オーダーメイドなどにより個別に製作する必要があると判断されれば申請できます。



補装具の申請

< 申請に必要なもの >

- 身体障害者手帳
- 意見書・処方箋・・・指定医療機関に記入してもらいましょう。
様式は竹富町役場の窓口にあります。
- 見積書・・・医師の処方箋をもとに、業者と相談してください。
- 所得課税証明書 ※1月1日に竹富町に住所が無い方
- マイナンバー・・・申請書に記入する箇所があります。
- 印かん ※認印でも可

◆ 修理の申請について

補装具は修理の申請が可能です。申請に医師の意見書・処方箋は必要ありません。

申請の流れ

※申請から決定まで、約2～3か月ほどかかります。

役場福祉支援課に申請

沖縄県身体障害者更生相談所による判定

給付決定

支給が決定した場合、決定通知と給付券が発行されます

役場福祉支援課より、決定通知と給付券が届いたら
業者に連絡して補装具を受け取ってください。



◆ 補装具の限度額及び種目一覧 ※「●」印は介護保険優先種目

種目	名称		購入基準(H30)	耐用年数
義肢			367,700円	1～5
装具			82,700円	1～3
座位保持装置			327,700円	3
盲人安全つえ	普通用	グラスファイバー	3,550円	2
		木材	1,650円	
		軽金属	2,200円	5
	携帯用	グラスファイバー	4,400円	2
		木材	3,700円	
		軽金属	3,550円	4
	身体支持併用		3,800円	4
義眼	レディメイド		17,000円	2
	オーダーメイド		82,500円	
眼鏡	矯正用	6D未満	17,600円	4
		6D以上10D未満	20,200円	
		10D以上20D未満	24,000円	
		20D以上	24,000円	
	遮光用	前掛式	21,500円	
	コンタクトレンズ		15,400円	
	弱視用	掛けめがね式	36,700円	
		焦点調整式	17,900円	

◆ 補装具の限度額及び種目一覧 ※「●」印は介護保険優先種目

しゅもく 種目	めいしょう 名称	こうにゆうきじゆん 購入基準(H30)	たいようねんすう 耐用年数
補聴器	こうどなんちようようがた 高度難聴用ポケット型	34,200円	5
	こうどなんちようようみみがた 高度難聴用耳掛け型	43,900円	
	じゅうどなんちようようがた 重度難聴用ポケット型	55,800円	
	じゅうどなんちようようみみがた 重度難聴用耳掛け型	67,300円	
	みみがた 耳あな型（レディメイド）	87,000円	
	みみがた 耳あな型（オーダーメイド）	137,000円	
	こつどうしきがた 骨導式ポケット型	70,100円	
	こつどうしきめがねがた 骨導式眼鏡型	120,000円	
● 車いす	ふつうがた 普通型	100,000円	6
	しきふつうがた リクライニング式普通型	120,000円	
	しきふつうがた ティルト式普通型	148,000円	
	しきふつうがた リクライニング・ティルト式普通型	173,000円	
	しゅうどうしきふつうがた 手動リフト式普通型	232,000円	
	ぜんぼうだいしゃりんがた 前方大車輪型	100,000円	
	しきぜんぼうだいしゃりんがた リクライニング式前方大車輪型	173,000円	
	かたてくどうがた 片手駆動型	117,000円	
	しきかたてくどうがた リクライニング式片手駆動型	133,600円	
	くどうがた レバー駆動型	160,500円	
	ておがた 手押し型A	82,700円	
	ておがた 手押し型B	81,000円	
	しきておがた リクライニング式手押し型	114,000円	
	しきておがた ティルト式手押し型	128,000円	
しきておがた リクライニング・ティルト式手押し型	153,000円		

◆ 補装具の限度額及び種目一覧 ※「●」印は介護保険優先種目

種目	名称	購入基準(H30)	耐用年数	
● 電動 車 い す	普通型 (4.0km/h)	314,000円	6	
	普通型 (6.0km/h)	329,000円		
	簡易型	切替式		157,500円
		アシスト普通型		212,500円
	リクライニング式普通型	343,500円		
	電動リクライニング式普通型	440,000円		
	電動リフト式普通型	701,400円		
	電動ティルト式普通型	580,000円		
	電動リクライニング・ティルト式普通型	982,000円		
座位保持椅子 (児のみ)		24,300円	3	
起立保持具 (児のみ)		27,400円	3	
● 歩 行 器	六輪型	63,100円	5	
	四輪型 (腰かけつき)	39,600円		
	四輪型 (腰かけなし)	39,600円		
	三輪型	34,000円		
	二輪型	27,000円		
	固定型	22,000円		
	交互型	30,000円		
頭部保持具 (児のみ)		7,100円	3	
排便保持具 (児のみ)		10,000円	2	
● 歩 行 補 助 つ え	松葉づえ 木材	A 普通	3,300円	2
		B 伸縮	3,300円	
	松葉づえ 軽金属	A 普通	4,000円	4
		B 伸縮	4,500円	

◆ 補装具の限度額及び種目一覧 ※「●」印は介護保険優先種目

種目	名称	購入基準(H30)	耐用年数
● 歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ	8,000円	4
	ロフストランド・クラッチ	8,000円	
	多点つえ	6,600円	
	プラットホーム杖	24,000円	
意思伝達装置 重度障害者用	簡易なもの	143,000円	5
	簡易な環境制御機能が追加されたもの	191,000円	
	高度な環境制御機能が追加されたもの	450,000円	
	通信機能が追加されたもの	450,000円	
	生体现象方式	450,000円	

(注1) 義肢・装具・座位保持装置の基準額については、平成23年度の交付実績(金額)1件あたりの平均単価を記載。(千円未満は四捨五入)

(注2) 義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4か月～1年6か月の使用年数となっている。

